広報かわち Kawachi

2021 No.631 10

town public relations

主な内容

- 10月から移住・定住に向けた支援事業が新しく始まります …… P2
- こう使いました「町のお金」 …… P4～7
- あなたの空き家大丈夫ですか …… P10-11
- 「旧みずほ小学校」は「みずほ分庁舎」になりました …… P12
- かわちイルミネーションの開催を中止します …… P19
- 県道河内竜ケ崎線バイパス道路が開通しました …… P19

● 定例相談 ●

心配ごと相談

日　　時　11月1日（月）午前10時～正午
場　　所　つつみ会館
　　（弁護士相談）
日　　時　11月15日（月）午前10時～正午
場　　所　第2地区共同利用施設（福祉センター隣）
※相談は予約制（相談日の5日前までにご予約をお願いします）
問合せ先　河内町社会福祉協議会
　　☎84-2830

教育相談

日　　時　月・水・木曜日　午前9時～正午
場　　所　教育委員会事務局
問合せ先　☎84-3322　FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日　　時　月～金曜日　午前10時～午後4時
場　　所　河内町役場本庁舎北側
問合せ先　☎84-5017
　　0120-84-5013

交通事故相談

日　　時　月・水・木・金曜日
　　午前9時～正午　午後1時～4時45分
　　弁護士相談　第3水曜日
　　午後1時～4時（要予約）
場　　所　土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先　県南地方交通事故相談所
　　☎029-823-1123

● 交通事故発生状況 ●

町内の交通事故8月発生状況

		（累計）
発生件数（人身事故）	2件	（10）
死者数	0人	（2）
負傷者数	2人	（9）

竜ケ崎警察署調べ

● 戸籍の窓 ●

8月届出分

おめでた	0人	転入	10人
おくやみ	11人	転出	15人

● 人口・世帯 ●

令和3年9月1日現在

人口	8,446人	（－16）
男	4,176人	（－7）
女	4,270人	（－9）
世帯数	3,406世帯	（5）

● TELガイド ●

役場	☎84-2111 FAX 84-4357	教育委員会事務局	☎84-3322
		中央公民館	☎84-2843
水道事務所	☎84-2361	福祉センター	☎84-3699
つつみ会館	☎86-2090	保健センター	☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち（音声案内）	☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター	☎84-5455

● 休日診療当番医（11月） ●

11月	稲敷地区	龍ケ崎地区	
3日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	ひかりの森内科クリニック ☎85-5601	北竜台耳鼻咽喉科クリニック ☎95-3387
7日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	いしかわクリニック ☎62-0378	吉澤胃腸内科医院 ☎66-0977
14日	古橋医院 ☎029-978-3770	飯野クリニック ☎60-2323	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
21日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	秋本脳神経外科 ☎64-3311	根本医院 ☎62-3155
23日	江戸崎ひかりクリニック ☎029-834-5777	兼子内科循環器科 ☎64-3105	菊地整形外科 ☎64-6111
28日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	斎藤クリニック ☎64-3527	池田病院 ☎64-1152

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

おとな救急電話相談 こども救急電話相談	#7119 #8000 または 03-6667-3377
救急医療情報システム	ホームページ：http://www.qq.pref.ibaraki.jp/ 携帯サイト：http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/

● ごみ収集日（11月） ●

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	9・23	C地区	2・16・30	A地区	13	C地区	27
B地区	11・25	D地区	4・18	B地区		D地区	

燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月・水・金曜日	11月中の予約→12月4日

広報かわち Kawachi
令和3年10月1日発行

編集・発行　河内町役場秘書広聴課
〒300-1392　茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス　http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/
モバイル版アドレス　http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/mobile/index.html

河内町モバイルホームページ QRコード
※QRコードは読みとれない場合もありますのでご了承ください。

令和4年度認定こども園入園児募集のお知らせ

募集人員			年齢および入園条件	
かわち認定こども園	1号認定	30人（教育標準時間認定）	年齢	3歳児（平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ） 4歳児（平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれ） 5歳児（平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれ）
	2・3号認定	120人（保育認定）	年齢	3～5歳児（平成28年4月2日から平成31年4月1日生まれ） 3歳未満児（平成31年4月2日以降に生まれた10カ月以上の乳幼児）
			条件	保護者が就労や病気、出産または、家族の看護等のために家庭で保育することができないと認められるとき
かなえつ認定こども園	1号認定	10人（教育標準時間認定）	年齢	3歳児（平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ） 4歳児（平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれ） 5歳児（平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれ）
	2・3号認定	80人（保育認定）	年齢	3～5歳児（平成28年4月2日から平成31年4月1日生まれ） 3歳未満児（平成31年4月2日以降に生まれた10カ月以上の乳幼児）
			条件	保護者が就労や病気、出産または、家族の看護等のために家庭で保育することができないと認められるとき

◆入園申込書配布

申込書は、10月1日（金）から**子育て支援課**または**各こども園**で配付しますので、申し出てください。（土、日、祝日は除く）

◆入園申込書受付日時・場所

受付期間	場　所	時　間
11月22日（月）から11月30日（火）まで	子育て支援課	午前9時から午後3時 （正午から午後1時までは除く）

※受付期間を過ぎての申込みは、原則令和4年4月入園の選考対象となりませんのでご注意ください。

◆面接日時・場所

・**日時**　12月10日（金）午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までは除く）
・**場所**　保健センター
※お子さんと同伴でお願いします。

◆問合せ先

・子育て支援課　☎84－6982（直通）
・かわち認定こども園　☎84－2657
・かなえつ認定こども園　☎86－2616

※保育施設最低基準による保育士が確保できない場合、定員内でも入園をお断りする場合があります。
※町外施設へ入園をご希望の方は、市町村によって入園申込受付期間が異なります。お早めに子育て支援課へお問い合わせください。

10月から移住・定住に向けた支援事業が新しく始まります

◎河内町定住促進事業

河内町に令和2年1月2日以降に住宅を取得した場合、補助金がもらえます。
（令和3年度に新しく固定資産税が課税された住宅から対象となります。）

助成項目	条件および補助額	備考
基本額	**・新築住宅の取得　30万円** **・中古住宅の取得　20万円**	
加算額（各10万円）	①空き家制度の登録物件を取得した場合 ②申請者もしくはその配偶者が45歳未満の場合 ③申請日において中学生以下の子がいる場合 ④世帯員が2名以上の場合 ⑤町内業者の施工により取得した場合 ⑥1年以上町内の借家に居住していた後の取得 ⑦町内で事業を営む場合あるいは勤務先が町内である場合（農業を含む） ⑧金融機関より融資を受けて新築・増改築をする場合 ⑨成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得した場合	加算条件に合致した場合、基本額に加算されます。

基本額と加算額を合わせて50万円が上限となります。さらに、町外からの転入者に関しては、特別加算の30万円を加えた80万円が上限となります。
なお、現に所有している住宅のリフォーム工事は対象となりません。

◎河内町空き家登録制度

空き家を有効活用するため、空き家の所有者が空き家台帳に登録し、空き家利用希望者とマッチングを図る制度です。

※1　登録物件の管理については、引き続き所有者の方に行っていただきます。
※2　契約等に関するトラブルは、当事者間で解決してもらいます。
※3　この制度を利用して契約が成立した場合には、所有者と購入者等それぞれに5万円が交付されます。（河内町空き家活用促進奨励金制度）

この他にも交付要件がありますので、事前にお問い合わせください。

◆問合せ先　企画財政課　☎84－6970

こう使いました！『町のお金』

歳出決算額　60億2，615万円（一般会計）の概要

令和2年度の歳入歳出決算が9月町議会定例会で認定されました。『第5次河内町総合計画』、『河内町総合戦略』の実現のために使われたお金（一般会計）の決算概要をお知らせします。

令和2年度　決算概要

令和2年度の河内町各会計の決算について、9月の町議会定例会で認定されました。

決算は、令和2年4月から令和3年3月までの1年間に、どれだけの収入（歳入）があり、それがどのように使われたのか支出（歳出）を目的ごとに分類して集計したものです。

一般会計　歳入

一般会計歳入決算額は、65億5,916万円で、前年度と比較して17億1,917万円（35.5%）の増となっています。（千円以下端数処理）

歳入のうち国庫支出金の決算額は、14億3,379万円で、前年度と比較して11億8,277万円（571.2%）の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業や地方創生臨時交付金等によるものです。また、町債の決算額は、2億9,940万円で、前年度と比較して7,990万円（36.4%）の増となり、これは防災行政無線デジタル化整備事業による増が主なものとなっています。県支出金につきましては、決算額が3億6,756万円で、前年度と比較して1億220万円（38.5%）の増となり、主に被災農業者支援や多面的機能支払交付金等の農林水産業費が増となっています。また、歳入の約30%が地方交付税で、決算額は19億6,882万円となり、前年度と比較して2億3,664万円（13.6%）の増、町税の決算額は8億9,687万円で、前年度と比較して1,063万円（1.2%）の減となっており、地方交付税と町税で歳入の43.7%を占めています。また、自主財源諸収入については、4億7,935万円となり前年度と比較して1億9,678万円（69.6%）の増となりました。これは、成田国際空港周辺対策交付金の増によるものです。

一般会計　歳出

一般会計歳出決算額は、60億2,615万円で、前年度と比較して16億9,215万円（39%）の増となっています。

歳出のうち総務費の決算額は、22億957万円で、前年度と比較して10億6,049万円（92.3%）の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業や地方創生臨時交付金事業によるものが主な増の理由となっています。

次に民生費の決算額は、12億6,706万円となり、前年度と比較して5,216万円（4.3%）の増となりました。また、消防費の決算額は、3億9,450万円で、前年度と比較して8,721万円（28.3%）の増となりました。これは、防災行政無線デジタル化整備事業によるものが主な増の理由となっています。

歳　入　65億5，916万円

町税	8億9，687万円	13.7%
地方譲与税	9，767万円	1.5%
地方消費税交付金	1億8，263万円	2.8%
地方交付税	19億6，882万円	30.0%
国庫支出金	14億3，379万円	21.9%
県支出金	3億6，756万円	5.6%
繰越金	5億　599万円	7.7%
諸収入	4億7，935万円	7.3%
町債	2億9，940万円	4.6%
※その他	3億2，708万円	4.9%

歳　出　60億2，615万円

議会費	7，451万円	1.3%
総務費	22億　957万円	36.7%
民生費	12億6，706万円	21.0%
衛生費	4億7，287万円	7.8%
農林水産業費	3億　474万円	5.1%
商工費	5，841万円	1.0%
土木費	3億9，402万円	6.5%
消防費	3億9，450万円	6.5%
教育費	5億3，808万円	8.9%
公債費	3億1，239万円	5.2%

※その他＝利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金

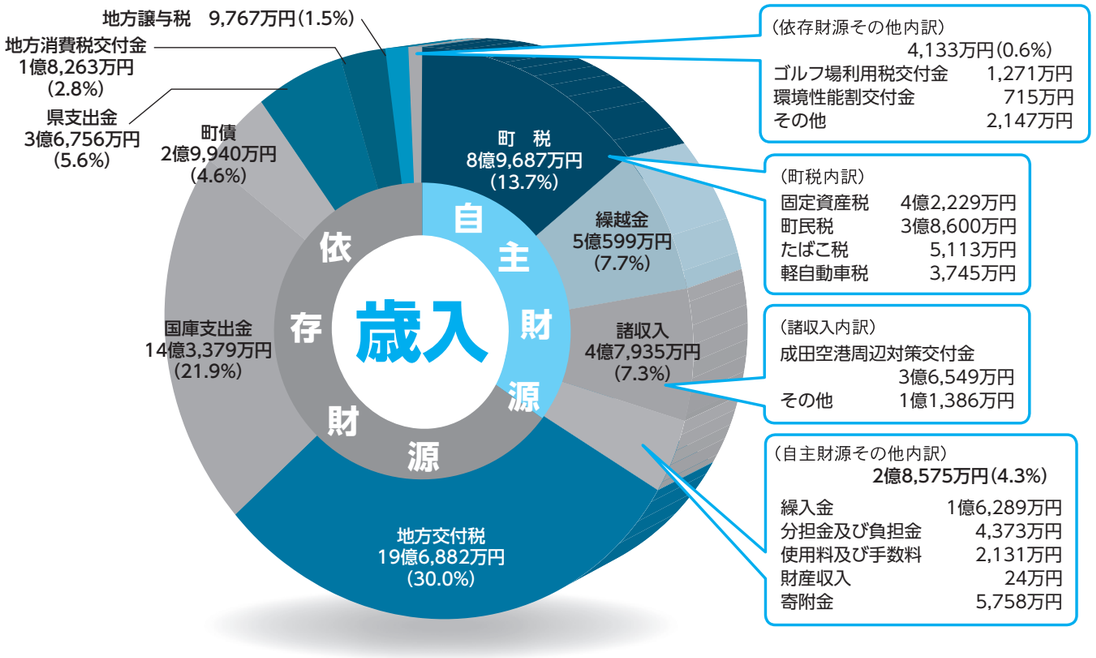

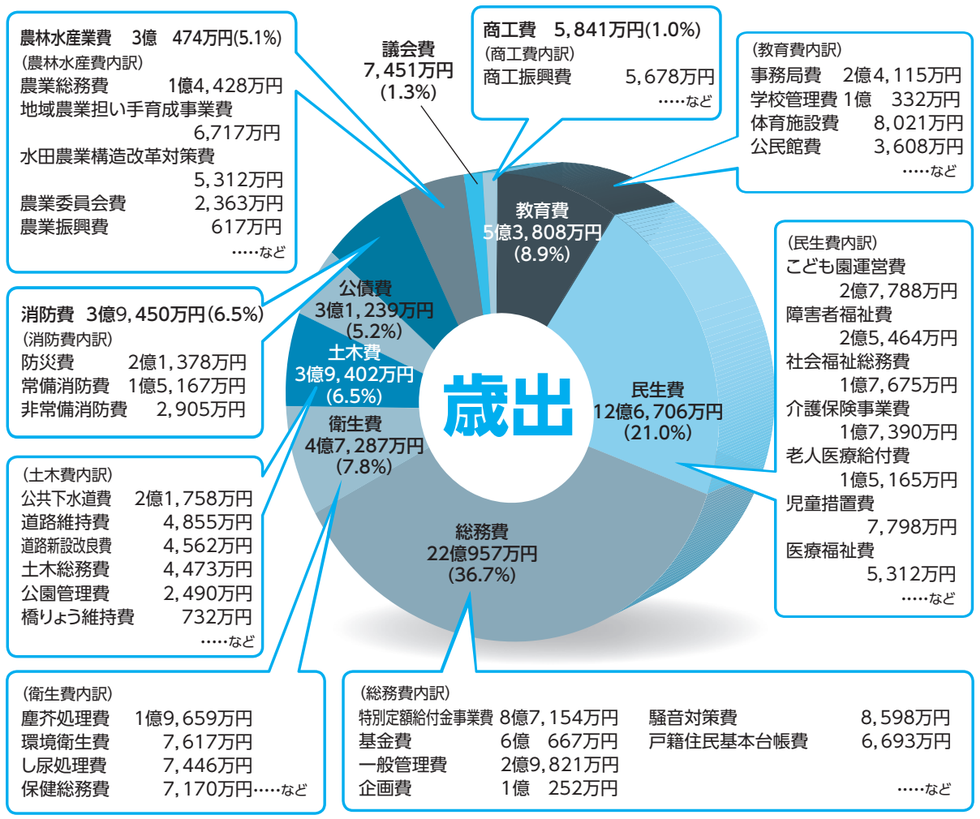

一般会計決算額の推移

（単位：百万円）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
歳 入	4,269	4,689	4,480	4,251	4,355	5,299	6,008	4,974	5,010	4,840	6,559
歳 出	3,981	4,443	4,166	3,914	3,903	4,888	5,538	4,541	4,646	4,334	6,026

令和2年度各会計別決算概要

会計別		歳　入（収入）	歳　出（支出）
一般会計		65億5,916万円	60億2,615万円
特別会計等	下水道事業特別会計	3億3,576万円	2億8,121万円
	国民健康保険特別会計	12億3,021万円	10億　4万円
	介護保険特別会計	12億2,233万円	11億3,447万円
	介護サービス事業特別会計	1,004万円	906万円
	後期高齢者医療特別会計	1億3,042万円	1億2,351万円
	水道事業会計		
	・収益的収入及び支出	2億3,502万円	2億3,490万円
	・資本的収入及び支出	0万円	6,901万円

河内町ふるさと寄附の状況について

令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までの間に、延べ 1,861 人の方から 56,551,000 円の申し込みがありました。寄附をいただきました皆様に対し、深く感謝申し上げます。寄附をいただいた方々の意向に基づき下記のとおり活用させていただきます。

今後とも、河内町を応援していただきますよう、よろしくお願いいたします。

＜事業ごとの内訳＞　（単位：千円）

事　業　の　種　類	寄附金の額
１．少子化、高齢者対策などに関する事業	１０，８６９
２．青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業	８，２７５
３．特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業	４，９４７
４．ふるさとの自然環境保全に関する事業	３，２１７
５．その他目的達成のために町長が必要と認める事業	２９，２４３
合　　計	５６，５５１

おこめちゃん

れんこんちゃん

河内町における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について、同法第３条第１項及び第 22 条第１項の規定により公表します。

◎健全化判断比率について

令和２年度の決算に基づき算定したところ、河内町はすべての指標が早期健全化基準を下回ったため、健全な財政運営を行っている団体です。

（単位：%）

区　　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	6.0	－
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「－」は、当該比率が生じていないことを示しています。

◎資金不足比率について

令和２年度決算に基づき河内町の各公営企業の資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じた公営企業は無かったため、健全な財政運営を行っている団体です。

（単位：%）

区　　分	水道事業会計	下水道事業特別会計
資金不足比率	－	－
経営健全化基準	20.0	20.0

※「－」は、当該比率が生じていないことを示しています。

◇健全化判断比率等における各指標について

・実質赤字比率

福祉や教育、まちづくりなどを行う地方公共団体（河内町）の一般会計等の赤字額を、町税等の財源規模と比較したもので、財政運営の深刻度を示す数値です。平成 20 年度の算定開始から現在まで赤字はありませんでした。

・連結実質赤字比率

河内町のすべての会計（一般会計や特別会計、企業会計等）の赤字と黒字を合算して、町としての全体の資金不足の程度を把握するため、町税等の財源規模と比較して指標化し、町全体としての財政運営の深刻度を示す数値です。平成 20 年度の算定開始から現在まで赤字はありませんでした。

・実質公債費比率

町の借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す数値です。（町のすべての会計や一部事務組合等の公債費に係るものについて指標化した数値）

・将来負担比率

町の一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す数値です。

・資金不足比率

公営企業会計の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す数値です。平成 20 年度の算定開始から現在まで資金不足はありませんでした。

河内町の基金現在高

基金の種類	令和２年度末現在高 （　）内は、対前年増減額
財政調整基金	２億５，１００万円（　　＋２万円）
町債基金	３億７，８９０万円（＋１億　　２万円）
特定目的基金	２０億９，６９１万円（＋３億９，６１５万円）
ふるさと創生基金	１億１，１７８万円（　　＋１万円）
生涯学習基金	５，１０２万円（　　－９２万円）
公共施設整備基金	１２億９，６０３万円（＋４億５，００７万円）
地域振興基金	６，７５８万円（　　＋１万円）
地域福祉基金	１億８，３８０万円（　　±０万円）
環境衛生施設整備基金	７，１２１万円（　　±０万円）
農業経営基盤強化資金助成基金	１，２７１万円（　　±０万円）
ふるさと寄附基金	２億５，２０５万円（－１億　３７５万円）
教育振興基金	５，０００万円（　＋５，０００万円）
森林環境譲与税基金	７３万円（　　＋７３万円）
合　　計	２７億２，６８１万円（＋４億９，６１９万円）

※千円以下端数処理をしていますので、合計と一致しない場合があります。

財政調整基金

町の年度間の財源不足の不均衡を調整するための基金です。

町債基金

地方債の将来の償還（公債費の支出）に備えておく基金です。

特定目的基金

条例で定められた目的を計画的に実施することができるよう、その使途に限って取り崩すことができることとして、設置している基金です。

くらしの情報

☆軽自動車の廃車、名義変更の手続きは4月1日までに

【軽自動車の課税について】

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在に河内町を主たる定置場として登録してある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等の所有者等に対して、1年分の税金が課税されます。

○4月2日以降に譲渡、廃車等をされた場合に、その年度の税額は全額納めることとなります。

※廃車による月割還付制度はありません。

【申告について】

☆軽自動車等の廃車、名義変更、住所変更等の申告手続きは、忘れずに行いましょう。

軽自動車等を取得、他人へ譲渡、廃車または住所を変更したときには、手続き機関にて申告手続きをしてください。

申告手続きをしないと、所有（既に譲渡や廃車を行った）していないにも関わらず納税義務が発生します。

盗難にあった場合は、速やかに警察へ届出をして、役場税務課へ連絡をしてください。

※軽自動車税（種別割）は、実際に使用しているか否かに関わらず、登録がある限り課税されますので注意してください。

【手続きについて】

①原動機付自転車
（総排気量125cc以下）

②小型特殊自動車
（農耕作業用、その他）
①②の手続きおよび連絡先
税務課軽自動車税担当課

③軽二輪
（125cc超250cc以下）

④二輪の小型自動車
（250cc超）
③④の手続きおよび連絡先
茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所
土浦市卸町2丁目1番3号
☎050-5540-2018

※町外在住の方は住所地を管轄する運輸支局

⑤三輪・四輪の軽自動車
⑤の手続きおよび連絡先
軽自動車検査協会茨城事務所
土浦支所
つくば市島名字前野3915番地
☎050-3816-3106

※町外在住の方は住所地を管轄する軽自動車検査協会

☆詳しい手続き方法につきましては、各機関にお問い合わせしてください。

4月1日以前に廃車および名義変更等の手続きが完了しているのに納付書が届いた場合には、お手数ですが、税務課へご連絡ください。

◆**連絡・問合せ先**
税務課軽自動車税担当
☎84-6971

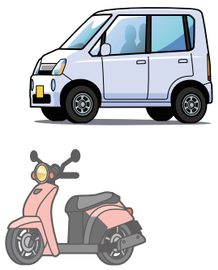

☆「人・農地プラン」の取組みへの支援について

地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中で「人・農地プラン」は、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を行なっていくのかを、地域や集落の話し合いによって決めるプラン（計画）です。

【集落または地域で決めること】

①今後の中心となる経営体
（個人、法人または集落営農）

②中心となる経営体へどのように農地を集めるか

③中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家および自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化または6次産業化など）

【人・農地プランに位置付けられた「人（中心経営体）」を対象とする主な事業等および支援】

①強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業

○先進的農業経営確立支援タイプ
（広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫により経営の高度化のために、農業用機械および施設の導入を支援します。）

○地域担い手育成支援タイプ
（農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械および施設の導入を支援します。）

②農業次世代人材投資事業
（次世代を担う農業者となる49歳以下の者に対し、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付します。）

③スーパーL資金金利負担軽減措置
（経営改善に取り組む農業者を、金利負担軽減措置により金融面から支援します。）

今後の「人・農地プラン」の見直しの時期や事業等および支援の手続きなどに関しましては、お問い合わせください。

◆**問合せ先**
経済課　☎84-6976

☆令和2年度河内町小規模契約事業者登録制度について

この制度は、町が発注する工事、物品購入、委託・役務の提供のうち小規模な契約を希望する事業者の登録を受け付け、見積先の選定資料にすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

【登録できる方】

次の①～⑤のすべてに該当する方です。

①個人営業の場合は、町内に住所があること、法人の場合には、町内に主たる事業所があること。

②成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者でないこと。

③町税等を滞納していないこと。

④町入札参加資格者名簿に登載されていないこと。

⑤契約を履行するために必要な資格、免許等を有していること。

【名簿に登録されると】

登録事業者への積極的な見積もりおよび発注依頼を行うよう努めます。ただし、この制度は、受注を保証するものではありません。

小規模な契約案件とは、金額が、工事は130万円、委託、役務の提供は50万円、物品購入は80万円を超えず、技術的に簡易な契約をいいます。

【登録の方法】

次の必要書類を企画財政課財政グループへ提出してください。なお、登録名簿は役場各課等に公開するほか、契約制度の透明性を図るため、一般に公開（閲覧）しますのであらかじめご了承のうえ申請してください。

①河内町小規模契約事業者登録申請書

②町税納税状況調査同意書

③資格、免許等が必要な業種を希望する方は、その資格者証または免許証等の写し

【登録の有効期間】

令和4年3月31日

【登録の受付】

午前9時から午後5時まで
（土・日、祝日を除く）

◆**問合せ先**
企画財政課　☎84-6970

☆10月は土地月間です
～土地取引の後には届出を～

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、河内町都市整備課に届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積
5千㎡以上

○届出の必要な取引
売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

○届出期限
契約締結日を含めて2週間以内

※詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、都市整備課までお問い合わせください。

◆**問合せ先**
都市整備課　☎84-6957

10月18日(月)～24日(日)は「行政相談週間」です

町では、行政相談委員による行政相談所を開設します。相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

◆日　　時　10月15日（金）　午前10時から正午まで
◆場　　所　第2地区共同利用施設（福祉センター隣）
◆問合せ先　総務課　☎84－6979
【河内町担当行政相談員】　岩　橋　　弘

※新型コロナウイルス感染拡大状況により行政相談所の開設を中止する場合がありますので、相談を希望されるときは、事前にお問い合わせください。

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します

外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク・カードです。
周囲でお持ちの方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。

◆**配布場所**　茨城県庁、各県民センター、各保健所、福祉課
◆**問合せ先**　福祉課　☎84－6981

あなたの空き家大丈夫ですか！？
空き家の放置は様々な問題が…

責任を問われることも…

住宅は、居住者の転居や相続などをきっかけに空き家になることがあります。
空き家を放置すると様々な問題が生じ、近隣にも影響を与えるため、適切に管理する必要があります。
住んでいるときから、権利関係や登記、相続などについて整理し準備しておくことが大切です。

屋根や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりして、他人が怪我などをした場合、空き家所有者の責任となり、損害賠償を問われることもあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法

空き家の管理は所有者の責務！

○平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、「所有者等の責務」として、空家等の適切な管理に努めるよう定められています (*1)。
○管理不全により周囲に著しい影響を及ぼしている『特定空家等』に対して、市町村が必要な措置を行うことができることなどが定められています。
○『特定空家等』に指定 (*2) され、必要な措置を行うことを「勧告」されると、土地の固定資産税や都市計画税の住宅用地特例 (*3) が受けられなくなります。

*1：「所有者等」には、相続財産である空家等の相続人も含まれます。
*2：空家等の状態や周辺への悪影響の程度、地域の実情などを勘案して、各市町村が指定します。
*3：住宅用地に対する固定資産税の課税標準が最大 1/6 まで減額される措置

『特定空家等』とは…
①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
①～④のいずれかに該当すると認められるものをいいます

～ 特定空家等の措置の一般的な流れ ～

立入調査等（９条） ▶ 助言・指導（14条１項） ▶ 勧告（14条２項） ▶ 命令（14条３項） ▶ 代執行（14条９項）

○立入調査を拒否すると 20 万円以下の過料
○命令に違反すると 50 万円以下の過料に処せられることがあります。

空き家をしっかり管理しましょう！

○建物の劣化を防ぎ、周辺に迷惑をかけないようにするためには、定期的に建物の状況を確認することが重要です。
○雨漏りなどが発生したときは、速やかに補修しましょう。放置すると構造部材が腐って急激に劣化するおそれがあります。
○遠方にお住まいの場合や福祉施設などに長期入居するときは、ご近所の方などに連絡先を伝え、何か問題が発生したときすぐに対応できるようにしておきましょう。

将来を見据えて相続や遺言などについて話し合っておくことも大切です。

☑ 空き家の状態をチェックしてみよう！

～ 空き家チェックポイント ～

☐ 屋根
・瓦のズレや破損、アンテナの異状
☐ 雨樋
・水漏れ、ハズレ、割れ など
☐ 外壁
・穴、剥がれ、ひび割れ、落書き など
☐ 窓・ドア
・ガラスの割れ、開閉の不具合 など
☐ 土台・基礎
・土台の腐り、基礎のひび割れ など
☐ 家のなか
・雨漏り、床の傾き、カビの発生、ドアの不具合、壁紙の剥がれ など
☐ 家のまわり
・門の破損、塀の傾きやひび割れ
雑草や樹木の繁茂、ごみの不法投棄
害虫などの発生、郵便物の滞留 など

＊このチェックシートは、管理状態を確認する目安としてお示ししているものです。
＊気になる点があれば専門家に相談しましょう！

◆**問合せ先**　都市整備課　☎８４－６９５６

ドローン産業株式会社と協定を締結しました

8月25日（水）、町はドローン産業株式会社（土浦市）と災害時における支援活動に関する協定を締結しました。

協定の主な内容は、大規模な災害が生じた場合に、危険な場所の確認をドローンからの映像で行い、情報収集や災害地図作成などの協力をしていただきます。

協定書を持つ塚本社長（写真左）と町長
写真手前はカメラ付きのドローン

「旧みずほ小学校」は「みずほ分庁舎」になりました

「みずほ分庁舎」は、教育委員会（学校教育グループ・生涯学習グループ）と河内町商工会が事務室として活用しています。

◆所在地

〒300-1324　河内町源清田1942

◆問合せ先

・教育委員会　☎84-3322
・河内町商工会　☎84-2136

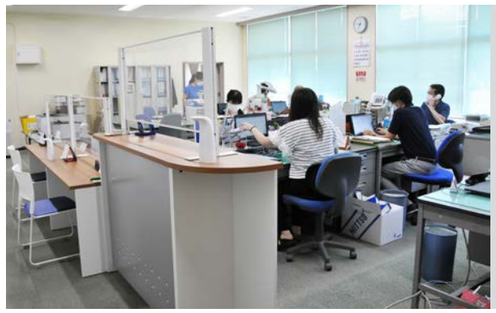

旧職員室を教育委員会の事務室として活用しています。

かわち学園の近くの畑に大根の種まきを行いました

9月15日（水）、かわち学園の東側の畑で、長竿地区のシニアクラブと農地を考える会のみなさん、校長先生をはじめ学園の先生方が、丁寧に種をまきました。今年の種まきは、国の緊急事態宣言の対象により、学園が休校中のため児童生徒のみなさんは参加できませんでした。収穫の時期には、みなさんが笑顔で参加できることを願います。

種まきは、参加したみなさんの検温などコロナウィルス感染予防後に行われました。

証明書コンビニ交付サービスの開始について

10月から全国のコンビニエンスストア（約55,000）等の多機能端末機で、河内町の住民票の写し等が取得できるようになりました。

取得できる証明書および取得のために必要なもの等は以下のとおりで、1通あたりの料金はすべて200円です。ぜひご利用ください。

●取得できる証明書

・住民票の写し
・印鑑登録証明書
・課税（非課税）証明書
・所得証明書

●取得のために必要なもの

・マイナンバーカード
※カード発行時に登録した電子証明書の暗証番号（数字4けた）が必要です。

●ご利用が可能な時間

午前6時30分から午後11時まで

◆問合せ先

・町民課　☎84-6984
・税務課　☎84-6981

生涯楽習のとびら vol.159

◆問合せ先◆　教育委員会事務局生涯学習グループ（みずほ分庁舎）　☎84-3322

～新型コロナウイルス感染症拡大防止対策～

図書お届けサービス

中央公民館図書室では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、ご自宅まで読みたい本をお届けする、大変便利な図書お届けサービスを行っています。ぜひお気軽にご利用ください。

【ご利用の流れ】

①ＰＣまたはスマートフォン等で図書室の蔵書検索サイトへアクセス
②借りたい図書を、予約カートに入れ、必要事項を入力し申込完了

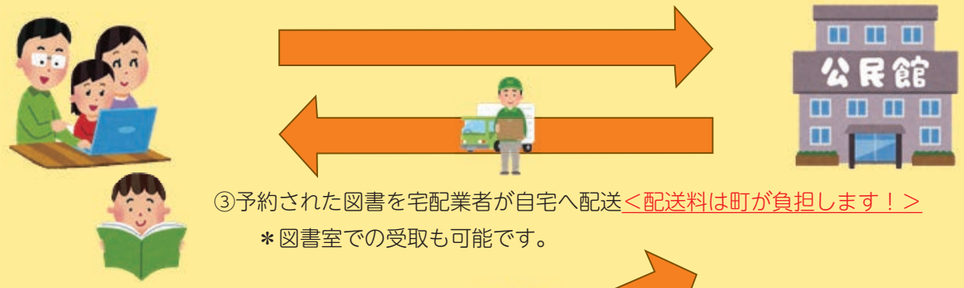

③予約された図書を宅配業者が自宅へ配送<配送料は町が負担します！>
＊図書室での受取も可能です。

④読み終えた図書は、町内３箇所（役場、中央公民館、つつみ会館）に設置の図書返却ポストに投函（図書室へ返却自己負担での返送も可）

⑤回収、返却処理

アクセスはこちらから！
QRコードをスマホ等で読み取ってください
※河内町公式ホームページからアクセスできます。

1 利用できる方

町内在住・在学・在勤の方で、中央公民館図書室の利用者カードをお持ちの方
＊利用者カードをお持ちでない方は、申請書（町ホームページからダウンロードしてください。）と本人確認書類（免許証、保険証等）のコピーを中央公民館まで郵送か FAX またはメールで送付いただければ、登録後利用者カードを郵送いたします。

2 貸出冊数・期間

貸出冊数・期間は通常の利用と同じです（5冊・15日間）。
＊貸出冊数は通常利用と合算されます（例：通常利用で３冊貸出中の場合、本事業利用は２冊まで）。

3 返却方法

利用後は、来館して返却または返却ポストに投函もしくは中央公民館に配送（自己負担）のいずれかで返却してください。

4 注意事項

・操作方法等詳細は、蔵書検索サイトをご確認ください。
・インターネット利用に要する通信費等の費用は、利用者の負担となります。
・予算額に到達次第、本事業は終了となりますので、ご了承ください。
・申込後順次発送いたします。また、図書室に来館しての受取も可能です（取置１週間）。
・返却ポストを利用した場合、返却処理に時間を要するため、次の利用にお時間をいただく場合があります。日にちに余裕をもってご利用ください。

5 申請・返却先

中央公民館　〒300-1312 河内町長竿3689-1　☎84-2843　FAX 84-2043
✉shogai@town.ibaraki-kawachi.lg.jp

保健センターだより

胃がん医療機関検診（内視鏡検査）についてのお知らせ

龍ケ崎済生会病院総合健診センターで実施している胃がん医療機関検診の予約が取れない状況でしたが、１０月以降、検診日が増枠されることになりました。

対象者（年齢や治療中でない等の条件があります。広報かわち７月号に掲載）に該当する方でご希望の方は、保健センターにお問い合わせください。

☘ ５０歳以上で令和４年３月３１日現在偶数年齢の方が対象です。

発熱したら　まずは「かかりつけ医」に電話相談を！

毎年冬になるとインフルエンザが流行します。初期症状が新型コロナウイルスに似ているので、発熱した際は、まずかかりつけ医等 身近な医療機関に受診の仕方を電話で確認し、医療機関の案内に従って受診してください。

新型コロナウイルスの変異株は感染力が強いので引き続き感染予防対策を徹底していきましょう！

ワクチン接種が終わっても感染予防対策は大切です！

01 こまめな手洗い

- 石けんを使って、指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう！
- 共用物に触った後、食事の前後、公共交通機関の利用後、帰宅時、鼻をかんだ時、調理前、トイレの後などこまめに手を洗うことが、最も効果的で大切な予防法です。

02 マスクの着用

- マスクに隙間があると効果が半減してしまうので、鼻からあごまでをしっかりと覆いましょう。
- 着けたら外側は触らない。　・　ひもを持って着脱する。
- 会話をする時は必ず着用しましょう。

03 密を避け、換気にも気をつけましょう

- 「密接」「密集」「密閉」の一つの密でも避けましょう。
- 近距離、大人数、換気の悪い狭い所、大声での会話になっていないかなど「密」を意識し、回避しましょう。
- 換気は２方向の窓を開け、風の流れができるようにし、窓がない場合は扇風機などで工夫しましょう。

・・・ インフルエンザ予防接種の予診票を郵送します ・・・

町では 65 歳以上の高齢者および子ども（６か月～中学３年生）のインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っており、対象となる方に予診票を郵送しています。（１０月上旬郵送予定です）
接種を希望される方は、各自で医療機関に予約していただき、接種の際 予診票をお持ちください。

１０月１日から令和４年１月３１日までに６５歳になる方および生後６か月になる方には、一括で郵送しておりません。接種を希望される方には郵送しますのでご連絡ください。

※　接種医療機関は、お知らせに記載してあります。
※　新型コロナウイルスのワクチンとそれ以外のワクチン（インフルエンザ等）は、同時に接種することはできません。新型コロナウイルスのワクチンを接種した場合、他のワクチンを接種できるのは２週間後の同じ曜日の日、以降になります。

◆**問合せ先**　保健センター　☎８４－４４８６

食育だより VOL.124

～こころとからだを育む食育～

保健機能食品を知ってますか？

◆ 問合せ先　保健センター　☎８４－４４８６

保健機能食品である、「特定保健用食品（トクホ）」や「栄養機能食品」「機能性表示食品」をご存知ですか？

たくさんの商品の中から私たちが正しい判断で選択・摂取できるよう、適切な情報提供することを目的として、「特定保健用食品（トクホ）」や「栄養機能食品」、「機能性表示食品」の制度が作られています。

保健機能食品について知って、正しい知識を身につけましょう！

「特定保健用食品（トクホ）」とは？

健康に期待できる成分が含まれる食品で、科学的に有効性や安全性が認められています。消費者庁で個別に審査され、許可された食品です。

たとえば・・・

- おなかの調子を整える食品
- コレステロールが高めの人の食品
- 血圧が高めの人の食品
- 骨の健康が気になる人の食品
- 血糖値が気になりだした人の食品
- 食後の血中中性脂肪値が上がりにくい食品　　などがあります。

トクホのマーク

このマークが目印！

「栄養機能食品」とは？

１日に必要な栄養成分を摂れない場合などに栄養成分の補給や補完のために利用することを目的とした食品で、サプリメントとして販売されているものもあります。12 種類のビタミンと５種類のミネラルが、定められた基準に従って製造・販売されています。

「機能性表示食品」とは？

販売する事業者が、事前に安全性や機能性について消費者庁に届出されたものです。科学的根拠に基づき機能性について表示されています。

保健機能食品は、多量に摂取することで病気が治癒したり、より健康が増進するわけではありません。
健康的な食事は、バランスの良い食事が基本です。
保健機能食品を使用する際は、１日の摂取量や適量を守りましょう。

キッチン菜の花会　おすすめ

今月のレシピ

ヘルシーおからのポテトサラダ風

ヨーグルトを入れているので、マヨネーズが少なくても美味しくヘルシーになります♪

材料（約３人分）

生おから　100g　　きゅうり　１本
玉ねぎ　　60g　　ハム　　３枚
その他好みの具材（にんじん等）を入れても OK！

プレーンヨーグルト　400g
マヨネーズ　　大さじ４
塩こしょう　　少々

レシピ提供
♥キッチン菜の花会
会長　鈴木　久枝さん♥

<作り方>

❶きゅうり、玉ねぎはスライスして塩もみをして水気を切る。
❷にんじんを入れる場合は薄いいちょう切りにしてやわらかく茹で、水気を切る。
❸ハムは食べやすい大きさに切っておく。
❹ヨーグルトはざるに入れて水気を切っておく。
❺ボールにおからと❶～❸を入れる。
❻❺に❹とマヨネーズを加えて混ぜる。
❼❻に塩こしょうを入れ混ぜて出来上がりです！

※『今月のレシピ』で紹介した料理を作った方の感想をお待ちしています！
保健センター（☎８４－４４８６）までご連絡ください。

地域包括支援センターだより

「年だから仕方がない‥」と放置しないで！！！
進行を食い止めることが出来ます。

「虚弱」や「老衰」という意味で「フレイル」という言葉が使われます。筋力や心身の活力が低下して、介護が必要な状態に近づくことを意味します。

1分でできる“フレイル簡単チェック！”

- □ 最近体重が減った（1年で2～3kg）
- □ 疲れやすくなった
- □ 横断歩道で青信号の間に渡るのが難しい
- □ 買い物でペットボトル（2kg程度）などを運ぶのが困難になった
- □ 外出する機会が減った

3つ以上当てはまるとフレイル、1～2つ当てはまるとフレイル予備軍の可能性があります。

フレイルは単なる身体の衰えだけではなく、「疲れるから外出しない」「一日中家の中にこもっている」「用がないので誰とも話さない」「行くところがないから外に出ない」「動かないから食欲がない」など気持ちの落ち込みや、閉じこもりが引き金になることが多いのです。

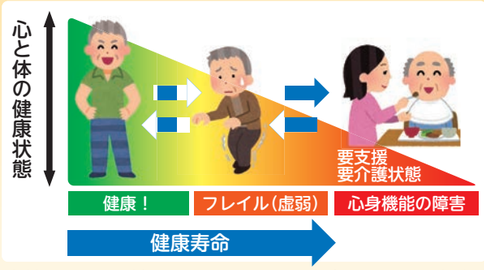

改善はすぐに始められます。早速今日から、食生活を見直してみましょう。

たんぱく質は筋肉の材料となりますので、

- 魚の切り身1切れ
- 薄切り肉2～3枚
- 豆腐1/3丁
- 卵1個

これらを1日3回の食事で1つずつ食べることを意識してみましょう。筋力増強や骨を強くするために干しシイタケやかつお節などビタミンDをとることも重要です。

成年後見制度ってどんな制度？

「成年後見制度」とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない方の財産管理、日常生活上の法律行為（契約など）を、成年後見人が本人に代わって行う制度です。

将来の不安や心配・・・

- ◆軽度の認知症と診断された母親はひとり暮らしなので、悪質商法に引っかからないか心配で…
- ◆ひとり暮らしをしているが、もし将来認知症になったら、財産の管理ができるかとても不安だ…

成年後見制度を利用すると！

- ◆本人が成年後見人などの同意を得ないで結んだ契約は取り消せるので安心！
- ◆判断能力のあるうちに、法律行為を本人に代わって行う人（任意後見人）を決めておけるので安心！

成年後見制度のご相談は	
	●地域包括支援センター　☎60-4071
	●水戸家庭裁判所龍ケ崎支部 ☎62-0010
	●成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 ☎029-302-3166

◆ **問合せ先**　地域包括支援センター　☎60－4071

河内町 子育て支援センター おひさまからのおしらせ

◆問い合わせ・イベント予約先
子育て支援課
☎84-6982
担当　荒井

お友達が近くにいないの！」「ママ友がほしい！」「遊ぶ所がない！」と悩んでいる方、遊びに来てください！みんなで子育ての輪を広げましょう。
新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をお願いします。
お部屋に入る前に、マスクの着用（大人の方のみ）、検温、手・指の消毒等をお願いしています。

11月の予定

日	曜日	イベント・スケジュール
1	月	自由遊び
5	金	自由遊び
8	月	エンジョイ！親子ビクス
10	水	自由遊び
12	金	自由遊び
15	月	自由遊び
17	水	ぐりぐらのお話なぁ～に？
19	金	第1回ペアレントトレーニング講座（興味のある方は掲載ページをご覧ください。）
22	月	自由遊び
24	水	作って遊ぼう！【マラカス】
26	金	自由遊び
29	月	あかちゃんひろば

利用時間・持ち物
- 月、水、金曜日（予約不要）
（祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く）
- 時　間：午前10時から午後1時30分まで
- 対　象：0歳から就学前のお子様とお家の方
- 持ち物：着替え・水筒（飲み物）など
- ごみ・オムツは持ち帰りでお願いします。

11/8(月)【エンジョイ！親子ビクス】
体を動かして親子ビクスを楽しみましょう！
時間：午前10時30分から午前11時まで
※動きやすい服装でお願いします。
定員　4組まで　事前に予約をお願いします。
（予約受付期間　10月29日（金）まで）

11/17(水)【ぐりぐらのお話なぁ～に！】
絵本の読み聞かせやお話シアターを楽しみます。
どんなお話かな？　わくわくするね！
時間：午前10時30分から午前11時まで

11/24(水)【作って遊ぼう！ぽっとんマラカス作り】
折紙や鈴を入れてマラカスを作ってみましょう！
時間：午前10時30分から　定員：4組まで

11/29(月)【あかちゃんひろば】
すくすく成長してるかな？
身長、体重を測ってもらいましょう！
時　間：午前10時30分から午前11時まで
対　象：生後4か月から1歳くらいのお子様
予約不要
持ち物：体重計測用のタオルまたはバスタオル

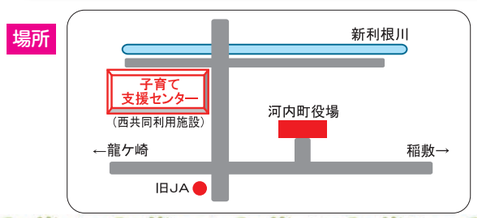

11月の作って遊ぼうは「マラカス」です。

コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、お休みする時もあります。その際はホームページでご連絡します。

交通ルールを守りましょう！

町内では、昨年５月 26 日に交通死亡事故が発生したことで、2,662 日間継続していた「交通死亡事故ゼロ」が途絶え、今年度は２件の死亡事故が発生しました。交通事故は被害者や加害者家族の人生を変えてしまいます。一人ひとりが交通ルールを守り、自分と他人の命を守ることが重要です。

◆自転車の安全運転の５則を守りましょう
①自転車は車道が原則　②車道は左側通行　③歩道は歩行者優先で車道から徐行
④安全ルールを守る　⑤子どもはヘルメット着用

◆車の安全運転の５則を守りましょう
①安全速度を必ず守る　②カーブの手前でスピードを落とす　③交差点では必ず安全を確かめる
④一時停止で横断歩行者の安全を守る　⑤飲酒運転は絶対にしない

◆問合せ先：総務課　☎ 84-6979

令和３年度ペアレントトレーニング講座開催　～子育てのコツを一緒に学びましょう～

子育てに悩んでいませんか？お子様の困った行動や、気になる行動に対し、親が適切な対応を学ぶことで、親子の生活を穏やかにしていくことを目指すのが「ペアレントトレーニング」です。

◆開催日および内容
○第１回　11 月 19 日（金）「子どもの行動を３つに分けよう」
○第２回　12 月　３日（金）「ほめかたのコツを知ろう」
○第３回　12 月 17 日（金）「子どもに伝わる話し方」

◆会場および時間：西共同利用施設　午前 10 時 45 分から午前 11 時 45 分まで
◆定員：３人（小学校低学年までのお子さんを持つ保護者の方対象）
※就園していないお子様は、子育て支援センターおひさまでお預かりします。
※３回の講座を継続するのが基本ですが、１回の参加でも OK です。ご気軽にご参加ください。
※コロナウイルス感染症防止対策を実施ながら行いますが、状況により中止になることもあります。
◆申込期間：10 月４日（月）から 10 月 29 日（金）まで（土・日・祝日除く）午前８時 30 分から午後５時まで
◆申込・問合せ先：子育て支援課☎ 84 － 6982

障子・ふすま張り講習の受講者募集

高齢者の就業を支援します。なお、受講料は無料です。
◆日時：11 月 25 日（木）、26 日（金）の２日間　　午前 10 時から午後４時まで
◆会場：龍ケ崎市シルバー人材センター作業室　**◆講習内容**：障子・ふすま張りの基本を学びます
◆対象者：①満 60 歳以上でシルバー会員になって就業できる者　②職種転換希望または１年間未就業のシルバー会員の者　③全日程参加可能な者　※講習は、シルバー人材センターの会員になって就業できる者が対象となっています。
◆募集締切：11 月９日（火）※定員 10 人
◆申込・問合せ先：河内町シルバー人材センター☎ 84-5455

俳句　～かわち俳句会～

稲刈りや藁の匂ひの父の腕　宮澤由紀江
急ぎ取る間違い電話秋暑し　寺田節子
蒼天をカンバスに雲秋めきて　神崎かずお
収穫の音響きたり稲の里　野田美智子
老犬の舌延びきってる残暑かな　大野志げ子
三人に三つの意見秋暑し　石毛節子
絵画みる如く刈田に鷺の立つ　篠原富子
飛びきたるコスモスの種咲きし庭　飯島治子
本棚の片付け三日秋暑し　遠藤正雄
稲刈りや畦にどかんと茶のボトル　田中康夫

長豊橋耐震補強工事のお知らせ

長豊橋の橋脚部分の耐震補強工事が、茨城県側で始まります。工事期間中に大型車両の往来による騒音など、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解をいただきますようよろしくお願いします。

◆工事工期：10 月中旬から令和４年２月下旬まで（予定）
◆工事発注者：茨城県竜ケ崎工事事務所道路管理課
☎ 65-1297（直通）
◆工事受注者：細谷建設工業株式会社
☎ 86-2111（代表）

「行政書士無料相談会」開催

◆日時　10 月 16 日（土）午前 10 時から正午まで
◆会場　河内町農村環境改善センター　営農相談室
◆内容　相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについてアドバイスいたします。※予約は、前日の午後５時まで
◆予約・問合せ先　茨城県行政書士会県南支部
☎ 090-8509-3622（塚本）

「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

◆期間：11 月 12 日（金）から 18 日（木）まで
◆時間：午前８時 30 分から午後７時まで
（土・日曜日は午前 10 時から午後５時まで）
◆電話番号：0570-070-810
◆相談員：人権擁護委員、法務局職員
◆問合せ先：水戸地方法務局人権擁護課
☎ 029-227-9919

かわちイルミネーションの開催を中止します

毎年 11 月中旬から、かわち水と緑のふれあい公園で開催している「かわちイルミネーション」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年度の開催を中止することに決定したので、お知らせいたします。

◆問合せ先：企画財政課　☎ 84-6970

県道河内竜ケ崎線バイパス道路が開通しました

９月 13 日（月）から、龍ケ崎市久夫地区から県道美浦栄線（幸谷入口交差点から龍ケ崎市半田町まで）へのバイパス道路が開通しましたので、お知らせいたします。

10 月の納税等

町県民税	（３期）	納付期限は
国民健康保険税	（４期）	11 月１日です。
介護保険料	（４期）	
後期高齢者医療保険料	（４期）	

※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

河内町高齢者タクシー（実証実験）運行中 !!

70 歳以上で自動車を運転できない方に、タクシー運賃の一部（920 円）を助成します。助成には申請が必要となりますのでお問合せください。

◆問合せ先　福祉課　☎８４－６９８１